

事務局だより 第415号 (発行：令和5年1月)

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター
〈習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター1F〉
〈TEL：047-493-8011 FAX：493-8040〉
〈Eメールアドレス narashino@sjc.ne.jp〉



今年もよろしく お願ひします

第9回理事会報告 (令和4年12月21日開催)

[会長挨拶 (要旨)]

皆様こんにちは。

師走も半ばを過ぎ、街の様子もクリスマスやお正月に向けて、少しずつ賑やかになってきました。先日の設立40周年記念式典は来賓、関係者、会員を併せて約300名の出席者があり、厳かな中、滞りなく開催することができました。これも、理事・監事の皆様のご協力の賜物だと感謝しております。

新型コロナウイルスの新規感染者数は、一時期の減少傾向が止まり、再び増加の気配を見せています。インフルエンザとの同時流行も心配されています。シルバー人材センターといたしましては、引き続き基本的な感染対策に力を入れ、会員や事務局職員の感染防止と健康保持に努めて参りたいと考えています。

さて、本日の理事会では「12月の入会者の承認」と先月に引き続き、「地区の編成(統合)に伴う地区会議設置要綱の一部改正について」と「理事・監事選出要綱の一部改正について」の審議を行います。これからの公益社団法人習志野市シルバー人材センターの組織改革及び経営に関わる重要事項になりますので、理事の皆様には公益性を踏まえ、地区を越えた全体的な視野に立って慎重なご審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、理事会の後には、第5回設立40周年記念事業実行委員会も予定されています。

令和4年(寅年)もあと残り10日程になりました。今年はインフレ、経済不安、コロナ禍、ウクライナ戦争等大変な出来事が

多く起きました。来年(令和5年うさぎ年)こそは清々しく穏やかな年になりますことを願ひまして、以上簡単ではありますが挨拶いたします。ありがとうございました。

1.議決事項

議案第24号 入会者の承認について

富樫事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

議案第25号 公益社団法人習志野市シルバー人材センター地区 会議設置要綱の一部改正について

公益社団法人習志野市シルバー人材センター理事・
監事選出要綱の一部改正について

富樫事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

2.協議事項 なし

3.報告事項

報告第40号 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について

行方会長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第41号 設立40周年記念式典の報告、記念事業の進捗について

富樫事務局長から資料に基づいて報告がなされた。

報告第42号 令和4年度第9回出張入会説明会について

事務局から資料に基づいて報告がなされた。

報告第43号 普及啓発促進月間の活動について

富樫事務局長から資料に基づいて報告がなされた。

報告第44号 女性交流会「夢の輪」の活動について

(令和4年10月～令和4年12月)

正化理事から資料に基づいて報告がなされた。

会員の入退会情報 (R4.12.1～R4.12.31)

入会者 5名	男性3名	女性2名
退会者 8名	男性7名	女性1名

<入会説明会日、就業相談日>

◎定例入会説明会 第2第3水曜日 9:30～シルバー会議室

第2金曜日 13:30～シルバー会議室

◎就業相談 (第2第3水曜日 13:00～ シルバー会議室)

※就業相談は“予約制”です。事前に電話にてお申込みください。

◎出張入会説明会 2月17日(金) 14時00分～

袖ヶ浦公民館 2階 講義室A

<2月の女性交流会「夢の輪」について>

女性交流会
夢の輪
2月20日(月)13:30～
ひな人形作り
場所：シルバー人材センター会議室

2月の行事予定

- 2月3日(金) PM 第10回広報部会(会議室)
- 2月5日(日) AM 刃物研ぎ(作業所)
- 2月6日(月) AM/PM 接遇研修会(会議室)
- 2月8日(水) AM 入会説明会(会議室)
PM 就業相談(会議室)
- 2月10日(金) PM 入会説明会(会議室)
- 2月12日(日) AM 刃物研ぎ(作業所)
- 2月13日(月) PM 第11回三役会議(役員室)
- 2月15日(水) AM 入会説明会(会議室)
PM 就業相談(会議室)
- 2月17日(金) AM/PM スマートフォン講座(商工会議所)
PM 出張入会説明会(袖ヶ浦公民館)
- 2月20日(月) AM 刃物研ぎ(作業所)
- 2月22日(水) PM 第11回理事会(会議室)
- 2月24日(金) AM 刃物研ぎ(会議室)

< 1 2 月 就 業 実 績 (前 年 同 月 比) >

	令和3年度 (令和3年12月)	令和4年度 (令和4年12月)
会 員 数 (人)	904	856
就 業 実 人 員 (人)	634	648
当 月 就 業 率 (%)	70.1	75.7
配 分 金 (円)	34,832,590	33,592,264
材 料 費 (円)	607,079	507,005
事 務 費 (円)	2,763,687	2,661,313
合 計 (円)	38,203,356	36,760,582
年 度 累 計 (円)	346,748,651	336,704,078

< 1 2 月 派 遣 契 約 実 績 (前 年 同 月 比) >

	令和3年度 (令和3年12月)	令和4年度 (令和4年12月)
就 業 実 人 員 (人)	71	61
契 約 金 額 (円)	4,494,201	4,094,881
年 度 累 計 (円)	31,191,220	39,812,871

事務局より

< 令和4年分の確定申告について >

シルバー人材センターで得た配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。確定申告に必要な令和4年分(令和4年1月～令和4年12月)の配分金支払証明書はすでに発送しております。

所得税の取扱いは以下のとおりです。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注)お送りした令和4年分配分金支払証明書の金額は、1年間の配分金と交通費の合計金額です(交通費は必要経費として取り扱うことができます)。

【配分金等に対する所得税の取扱い】

1. 雑所得は①公的年金等の雑所得、②業務に係る雑所得、③その他雑所得(個人年金保険等、①及び②以外の雑所得)に区分されま

す。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から実際にかかった必要経費を控除した金額(①は公的年金等控除額を差し引いた金額)です。

2.しかし、必要経費の額(配分金収入を含む上記 1.②及び③に係る必要経費の合計額、租税特別措置法第27条「家内労働者の特例」により、必要経費の額を55万円(収入金額が限度)とすることができます。

ただし、配分金収入以外に55万円未満の給与収入がある方は「55万円から給与所得控除の金額(給与収入と同額)を差し引いた残額」と「実際にかかった必要経費の額」のいずれか大きい金額が、上記 1.②及び③から控除できる必要経費の額となります。

なお、給与収入が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。

所得税は、概ね次のように算出されます。

[(配分金収入-必要経費)+(公的年金等の収入金額の合計額-公的年金等控除額)+(給与収入-給与所得控除-**所得金額調整控除**)-**基礎控除(48万円※1)**]等^{※2}の所得控除]×適用税率=所得税額

※1 合計所得金額が2,400万円以下の場合。

※2 平成25年分以降は、所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税の計算が必要となります。

事務局では確定申告に関する個別のご相談には対応できません。詳細は税務署にお問い合わせください。

◎千葉西税務署 TEL : 043-274-2111

住所: 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

安全管理委員会より

【令和2年度～令和4年度千葉県シルバー人材センター連合会安全就業標語】

「もう少し」 その判断が 事故招く

< 月別傷害事故件数 R5.1.25 現在 >

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R3	1	2	0	3	0	0	3	3	1	2	0	2	17
R4	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0			3

< 令和4年度第2回安全管理委員会が開催されました >

令和4年度第2回安全管理委員会が開催され、第2回安全巡回の日程が決定しました。

二班に分かれて巡回を行います。

目的: 安全・適性就業の普及啓発

開催日: A班 3月3日(金)

B班 3月7日(火)

巡回先: 市内駐輪場等

○就業先を巡回し、日頃からの安全への取り組みや意識などを確認させていただきます。巡回予定先が決定されましたらご案内させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

< 就業会員募集 >

剪定班 人員募集

ご家庭や企業からの依頼を中心に、庭木等の剪定ができる方を募集いたします。剪定にご興味があり、やる気のある方!是非お待ちしております。

活動場所: 市内全域

活動の仕方: ご依頼先と日程調整を行い作業に当たります。道具はご自身で用意していただきます。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局に電話をしてください。

TEL: 493-8011 (担当: 海宝)

除草班 人員募集

ご家庭を中心にご依頼いただいた除草作業の人員を募集いたします。(機械を使わず鎌などで草を刈る作業です。)やる気のある方!是非お待ちしております。

活動場所: 市内全域

活動の仕方: 除草班に所属し、班長を中心にご依頼先と日程調整を行い、班として作業にあたります。

班は“地域”で分けています。原則として、お住まいの地域に近い班に所属することになります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局に電話をしてください。

TEL: 493-8011(担当:海宝)